

件名

銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁  
長官が別に定める事項の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十九条の二第一項第五号ニ、第十九条の三第三号ハ、第十九条の五、第三十四条の二十六第一項第四号ハ及び第三十四条の二十七の二の規定に基づき、銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）の一部を次のように改正する。

令和七年 月 日

金融庁長官 井藤 英樹

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  | 改 正 前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| (別添様式第二号)<br><br><div> <div>(第一面)</div> <div>(単位：百万円)</div> </div> <div> <div>OV1：リスク・アセットの概要</div> <div>略</div> </div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  | (別添様式第二号)<br><br><div> <div>(第一面)</div> <div>(単位：百万円)</div> </div> <div> <div>OV1：リスク・アセットの概要</div> <div>同左</div> </div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |
| (注)<br>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。<br><br><div> <div>「a～ww 略」</div> <div>             xx 項番 25 「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の三の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条の三の規定により、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十八条の三の規定又は特殊自己資本比率告示第百五十六条の三の規定により、250 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係るリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。<br/>             [yy～ccc 略] </div> </div> <div> <div>【(第二面)・(第三面) 略】</div> <div>(第四面)</div> <div>(単位：百万円)</div> </div> <div> <div>CR1：資産の信用の質</div> <div>略</div> </div> |  | (注)<br>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。<br><br><div> <div>「a～ww 同左」</div> <div>             xx 項番 23 「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の三の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条の三の規定により、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十八条の三の規定又は特殊自己資本比率告示第百五十六条の三の規定により、250 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係るリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。<br/>             [yy～ccc 同左] </div> </div> <div> <div>【(第二面)・(第三面) 同左】</div> <div>(第四面)</div> <div>(単位：百万円)</div> </div> <div> <div>CR1：資産の信用の質</div> <div>同左</div> </div> |  |

いう。)に係る信用リスクは対象外とする。

[a～j 略]

ⅴ イ欄には、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第七十一条又は特殊自己資本比率告示第四十九条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十二条又は特殊自己資本比率告示第五十条に規定するエクスポージャーを含む。）に該当するエクスポージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第二百五条第一項又は特殊自己資本比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。

[1～p 略]

(第五面)

(単位：百万円)

CR2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することを含む。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十七条の規定又は特殊自己資本比率告示第四百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第七十一条又は特殊自己資本比率告示第四十九条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十

いう。)に係る信用リスクは対象外とする。

[a～j 同左]

ⅴ イ欄には、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第七十一条又は特殊自己資本比率告示第四十九条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十二条又は特殊自己資本比率告示第五十条に規定するエクスポージャーを含む。）また、自己資本比率告示第七十二条第五項及び第七十二条第二項の規定又は特殊自己資本比率告示第四十九条第五項及び第五十二条第二項の規定により金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年金融再生委員会規則第二号。以下「金融再生法施行規則」という。）第四条第四項に規定する三月以上延滞償債に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理償債に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。）に該当するエクスポージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第二百五条第一項又は特殊自己資本比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。

[1～p 同左]

(第五面)

(単位：百万円)

CR2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することを含む。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十七条の規定又は特殊自己資本比率告示第四百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第七十一条又は特殊自己資本比率告示第四十九条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十

二条又は持株自己資本比率告示第五十条に規定するエクスポージャーを含む。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第二百五条第一項又は持株自己資本比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。

[b～i 略]

(第六面)

(単位：百万円)

|               |
|---------------|
| CR3：信用リスク削減手法 |
| 【略】           |

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することを含む。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～d 略]

e 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計（1+2+3）」の項に記載されたエクスポージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第七十一条又は持株自己資本比率告示第四十九条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十二条又は持株自己資本比率告示第五十条に規定するエクスポージャーを含む。）を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第二百五条第一項又は持株自己資本比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事

二条又は持株自己資本比率告示第五十条に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第七十一条第五項及び第七十二条第二項の規定又は持株自己資本比率告示第四十九条第五項及び第五十条第二項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞償債に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあつては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理償債に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーを含む。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第二百五条第一項又は持株自己資本比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。

[b～i 同左]

(第六面)

(単位：百万円)

|               |
|---------------|
| CR3：信用リスク削減手法 |
| 【同左】          |

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することを含む。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～d 同左]

e 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計（1+2+3）」の項に記載されたエクスポージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第七十一条又は持株自己資本比率告示第四十九条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十二条又は持株自己資本比率告示第五十条に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第七十一条第五項及び第七十二条第二項の規定又は持株自己資本比率告示第四十九条第五項及び第五十条第二項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞償債に該当する事由が生じた場合に係

由が解消されていないエクスボージャーを指すものとする。

[ f ～ m 略]

(第七面)

(単位：百万円、%)

CR 4：標準的手法―信用リスク・エクスボージャーと信用リスク削減手法の効果

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリース・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリース・ウエイトを算出することという。）に係る信用リスクは対象外とする。

[ a ～ ee 略]

ff 項番 10a 「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスボージャーを除く。）」の項には、延滞エクスボージャー（自己資本比率告示第七十一条又は特殊自己資本比率告示第四十九条に規定する延滞エクスボージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 10a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

[gg ～ pp 略]

(第八面)

(単位：百万円)

CR 5 a：標準的手法―資産クラス及びリース・ウエイト別の信用リスク・エクスボージャー

る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払

日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスボージャーをいう。）を、内部格付手法が適用される資産においてはその事由（自己資本比率告示第二百五条第一項又は特殊自己資本比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスボージャーを指すものとする。

[ f ～ m 同左]

(第七面)

(単位：百万円、%)

CR 4：標準的手法―信用リスク・エクスボージャーと信用リスク削減手法の効果

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリース・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリース・ウエイトを算出することという。）に係る信用リスクは対象外とする。

[ a ～ ee 同左]

ff 項番 10a 「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスボージャーを除く。）」の項には、延滞エクスボージャー（自己資本比率告示第七十一条又は特殊自己資本比率告示第四十九条に規定する延滞エクスボージャーをいう。ただし、自己資本比率告示第七十一条第五項又は特殊自己資本比率告示第四十九条第五項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスボージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 10 a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

[gg ～ pp 同左]

(第八面)

(単位：百万円)

CR 5 a：標準的手法―資産クラス及びリース・ウエイト別の信用リスク・エクスボージャー

|                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>【略】</p>                                                                                                                                                                                     | <p>【同左】</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p>                                                                                                          | <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p>                                                   | <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p>【a～bb 略】</p> <p>cc 項番 10a 「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）」の項には、延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十一条又は特殊自己資本比率告示第四十九条に規定する延滞エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 10a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。</p> | <p>【a～bb 同左】</p> <p>cc 項番 10a 「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）」の項には、延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十一条又は特殊自己資本比率告示第四十九条に規定する延滞エクスポージャーをいう。ただし、自己資本比率告示第七十一条第五項又は特殊自己資本比率告示第四十九条第五項により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上は代えて九十日超を用いている場合にあつては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 10a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。</p> |
| <p>【dd～jj 略】</p> <p>〔第八面の二〕～（第二十九面） 略</p> <p>（第三十面）</p> <p>（単位：百万円）</p>                                                                                                                        | <p>【dd～jj 同左】</p> <p>〔第八面の二〕～（第二十九面） 同左</p> <p>（第三十面）</p> <p>（単位：百万円）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <p>I R B B 1：金利リスク</p> <p>【略】</p>                                                                                                                                                              | <p>I R B B 1：金利リスク</p> <p>【同左】</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>また、自金融機関がこの面の定めるところにより記載が必要とされている金利リスク以外の金利リスクを計測している場合には、当該金利リスクを追加して記載することができる。</p>                 | <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>また、自金融機関がこの面の定めるところにより記載が必要とされている金利リスク以外の金利リスクを計測している場合には、当該金利リスクを追加して記載することができる。</p>                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>【a・b 略】</p> <p>○ この面において「上カペラレベルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の表に定める「バペラレベルシフトに関する金利変</p>                                                                       | <p>【a・b 同左】</p> <p>○ この面において「上カペラレベルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の表に定める「バペラレベルシフトに関する金利変</p>                                                                                                                                                                                                                                                                              |

動幅（ベージン・ポイント）」を加える金利ショックをいう。

| 通貨                 | パナレシントに関する金利変動幅（ベージン・ポイント） |
|--------------------|----------------------------|
| 【略】                |                            |
| オーストラリア通貨          | 350                        |
| 【略】                |                            |
| スイス通貨              | 175                        |
| 中華人民共和国通貨          | 225                        |
| 欧州経済通貨統合参加国通貨      | 225                        |
| 英国通貨               | 275                        |
| 中華人民共和国（香港特別行政区）通貨 | 225                        |
| 【略】                |                            |
| インド通貨              | 325                        |
| 【略】                |                            |
| 大韓民国通貨             | 225                        |
| 【略】                |                            |
| サウジアラビア通貨          | 275                        |
| スウェーデン通貨           | 275                        |
| シンガポール通貨           | 175                        |
| 【略】                |                            |
| 南アフリカ共和国通貨         | 325                        |
| 【略】                |                            |

d 【略】

e この面において「ステイナブル化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に当たった算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「ステイナブル化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta S_{steepener,c}(t) = -0.65 \cdot \left( \bar{S}_{short,c} \cdot e^{\bar{x}} \right) + 0.9 \cdot \left\{ \bar{S}_{long,c} \cdot \left( 1 - e^{\bar{x}} \right) \right\}$$

$\Delta S_{steepener,c}(t)$  は、ステイナブル化に関する金利変動幅

$c$  は、通貨（以下この面において同じ。）

動幅（ベージン・ポイント）」を加える金利ショックをいう。

| 通貨                 | パナレシントに関する金利変動幅（ベージン・ポイント） |
|--------------------|----------------------------|
| 【同左】               |                            |
| オーストラリア通貨          | 300                        |
| 【同左】               |                            |
| スイス通貨              | 100                        |
| 中華人民共和国通貨          | 250                        |
| 欧州経済通貨統合参加国通貨      | 200                        |
| 英国通貨               | 250                        |
| 中華人民共和国（香港特別行政区）通貨 | 200                        |
| 【同左】               |                            |
| インド通貨              | 400                        |
| 【同左】               |                            |
| 大韓民国通貨             | 300                        |
| 【同左】               |                            |
| サウジアラビア通貨          | 200                        |
| スウェーデン通貨           | 200                        |
| シンガポール通貨           | 150                        |
| 【同左】               |                            |
| 南アフリカ共和国通貨         | 400                        |
| 【同左】               |                            |

d 【同左】

e この面において「ステイナブル化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に当たった算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「ステイナブル化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta R_{steepener,c}(t) = -0.65 \cdot \left( \bar{R}_{short,c} \cdot e^{\bar{x}} \right) + 0.9 \cdot \left\{ \bar{R}_{long,c} \cdot \left( 1 - e^{\bar{x}} \right) \right\}$$

$\Delta R_{steepener,c}(t)$  は、ステイナブル化に関する金利変動幅

$c$  は、通貨（以下この面において同じ。）



$t$ は、将来の期間を年数で表した値（以下この面において同じ。）

$\underline{S}_{short,t}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「短期金利に関する金利変動幅（ペーシス・ポイント）」（以下この面において同じ。）

$\underline{S}_{long,t}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「長期金利に関する金利変動幅（ペーシス・ポイント）」（以下この面において同じ。）

$x$ は、4（以下この面において同じ。）

| 通貨                 | 短期金利に関する金利変動幅<br>(ペーシス・ポイント) | 長期金利に関する金利変動幅<br>(ペーシス・ポイント) |
|--------------------|------------------------------|------------------------------|
| 【略】                |                              |                              |
| オーストラリア通貨          | 425                          | 300                          |
| 【略】                |                              |                              |
| カナダ通貨              | 275                          | 175                          |
| スイス通貨              | 250                          | 200                          |
| 【略】                |                              |                              |
| 欧州経済通貨統合参加国通貨      | 350                          | 200                          |
| 英国通貨               | 425                          | 250                          |
| 中華人民共和国（香港特別行政区）通貨 | 375                          | 200                          |
| 【略】                |                              |                              |
| インド通貨              | 475                          | 225                          |
| 【略】                |                              |                              |
| 大韓民国通貨             | 350                          | 225                          |
| メキシコ通貨             | 【略】                          | 200                          |
| 【略】                |                              |                              |
| サウジアラビア通貨          | 375                          | 250                          |
| スウェーデン通貨           | 425                          | 200                          |
| シンガポール通貨           | 250                          | 225                          |
| 【略】                |                              |                              |
| アメリカ合衆国通貨          | 【略】                          | 225                          |
| 【略】                |                              |                              |

$t$ は、将来の期間を年数で表した値（以下この面において同じ。）

$\underline{R}_{short,t}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「短期金利に関する金利変動幅（ペーシス・ポイント）」（以下この面において同じ。）

$\underline{R}_{long,t}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「長期金利に関する金利変動幅（ペーシス・ポイント）」（以下この面において同じ。）

$x$ は、4（以下この面において同じ。）

| 通貨                 | 短期金利に関する金利変動幅<br>(ペーシス・ポイント) | 長期金利に関する金利変動幅<br>(ペーシス・ポイント) |
|--------------------|------------------------------|------------------------------|
| 【同左】               |                              |                              |
| オーストラリア通貨          | 450                          | 200                          |
| 【同左】               |                              |                              |
| カナダ通貨              | 300                          | 150                          |
| スイス通貨              | 150                          | 100                          |
| 【同左】               |                              |                              |
| 欧州経済通貨統合参加国通貨      | 250                          | 100                          |
| 英国通貨               | 300                          | 150                          |
| 中華人民共和国（香港特別行政区）通貨 | 250                          | 100                          |
| 【同左】               |                              |                              |
| インド通貨              | 500                          | 300                          |
| 【同左】               |                              |                              |
| 大韓民国通貨             | 400                          | 200                          |
| メキシコ通貨             | 【同左】                         | 300                          |
| 【同左】               |                              |                              |
| サウジアラビア通貨          | 300                          | 150                          |
| スウェーデン通貨           | 300                          | 150                          |
| シンガポール通貨           | 200                          | 100                          |
| 【同左】               |                              |                              |
| アメリカ合衆国通貨          | 【同左】                         | 150                          |
| 【同左】               |                              |                              |

f この面において「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「フラット化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta S_{flatener,c}(t) = 0.8 \cdot \left( \underline{\tilde{S}}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) - 0.6 \cdot \left\{ \underline{\tilde{S}}_{long,c} \cdot \left( 1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta S_{flatener,c}(t)$ は、フラット化に関する金利変動幅

g この面において「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「短期金利上昇に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta S_{short,c}(t) = \underline{\tilde{S}}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}}$$

$\Delta S_{short,c}(t)$ は、短期金利上昇に関する金利変動幅

[h～q 略]

[割る。]

【第三十一面】 ～ 【第三十八面】 略】

f この面において「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「フラット化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta R_{flatener,c}(t) = 0.8 \cdot \left( \underline{\tilde{R}}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) - 0.6 \cdot \left\{ \underline{\tilde{R}}_{long,c} \cdot \left( 1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta R_{flatener,c}(t)$ は、フラット化に関する金利変動幅

g この面において「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「短期金利上昇に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta R_{short,c}(t) = \underline{\tilde{R}}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}}$$

$\Delta R_{short,c}(t)$ は、短期金利上昇に関する金利変動幅

[h～q 同左]

⌚ この面における口欄、二欄及び～欄の「前期末」が平成三十年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

【第三十一面】 ～ 【第三十八面】 同左】



告示第四十九条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十二条又は持株自己資本比率告示第五十条に規定するエクスポージャーを含む。）に該当するエクスポージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第二百五条第一項又は持株自己資本比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。

[1～p 略]

|                                      |  |
|--------------------------------------|--|
| (第三面)                                |  |
| CR2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動 |  |
| (単位：百万円)                             |  |
| [略]                                  |  |

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することを含む。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第七十一条又は持株自己資本比率告示第四十九条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十二条又は持株自己資本比率告示第五十条に規定するエクスポージャーを含む。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第二百五条第一項又は持株自己資本比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。

告示第四十九条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十二条又は持株自己資本比率告示第五十条に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第七十一条第五項及び第七十二条第二項の規定又は持株自己資本比率告示第四十九条第五項及び第五十条第二項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあつては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。）に該当するエクスポージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第二百五条第一項又は持株自己資本比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。

[1～p 同左]

|                                      |  |
|--------------------------------------|--|
| (第三面)                                |  |
| CR2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動 |  |
| (単位：百万円)                             |  |
| [同左]                                 |  |

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することを含む。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第七十一条又は持株自己資本比率告示第四十九条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十二条又は持株自己資本比率告示第五十条に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第七十一条第五項及び第七十二条第二項の規定又は持株自己資本比率告示第四十九条第五項及び第五十条第二項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあつては、元金又は利息の支払が、約

[b～i 略]

(第四面)

(単位：百万円)

|               |
|---------------|
| CR3：信用リスク削減手法 |
| 〔略〕           |

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンタースーデー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することを含む。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十七条の規定又は特殊自己資本比率告示第四百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～d 略]

e 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計（1+2+3）」の項に記載されたエクスポージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第七十一条又は特殊自己資本比率告示第四十九条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十二条又は特殊自己資本比率告示第五十条に規定するエクスポージャーを含む。）を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第二百五条第一項又は特殊自己資本比率告示第八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーを指すものとする。

定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第二百五条第一項又は特殊自己資本比率告示第八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。

[b～i 同左]

(第四面)

(単位：百万円)

|               |
|---------------|
| CR3：信用リスク削減手法 |
| 〔同左〕          |

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンタースーデー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することを含む。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十七条の規定又は特殊自己資本比率告示第四百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～d 同左]

e 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計（1+2+3）」の項に記載されたエクスポージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第七十一条又は特殊自己資本比率告示第四十九条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十二条又は特殊自己資本比率告示第五十条に規定するエクスポージャーを含む。）また、自己資本比率告示第七十一条第五項及び第七十二条第二項の規定又は特殊自己資本比率告示第四十九条第五項及び第五十条第二項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上已て代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。）を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第二百五条第一項又は特殊自己資本比率告示第八十三条第一項に規定するデフォルト事

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>[f～m 略]</p> <p>(第五面)</p> <p>(単位：百万円、%)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |
| <p>CR 4：標準的手法―信用リスク・エクスポートと信用リスク削減手法の効果</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |
| [略]                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
| <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリース・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリース・ウエイトを算出することを行う。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a～ee 略]</p> <p>ff 項番 10a 「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポートを除く。）」の項には、延滞エクスポートヤー（自己資本比率告示第七十一条又は特殊自己資本比率告示第四十九条に規定する延滞エクスポートヤーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 10a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。</p> |  |
| <p>[ss～pp 略]</p> <p>(第六面)</p> <p>(単位：百万円)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |
| <p>CR 5 a：標準的手法―資産クラス及びリース・ウエイト別の信用リスク・エクスポート</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
| [略]                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
| <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>[f～m 同左]</p> <p>(第五面)</p> <p>(単位：百万円、%)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |
| <p>CR 4：標準的手法―信用リスク・エクスポートと信用リスク削減手法の効果</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
| [同左]                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |
| <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリース・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリース・ウエイトを算出することを行う。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a～ee 同左]</p> <p>ff 項番 10a 「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポートを除く。）」の項には、延滞エクスポートヤー（自己資本比率告示第七十一条又は特殊自己資本比率告示第四十九条に規定する延滞エクスポートヤーをいう。ただし、自己資本比率告示第七十一条第五項又は特殊自己資本比率告示第四十九条第五項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポートヤーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 10a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。</p> <p>[ss～pp 同左]</p> <p>(第六面)</p> <p>(単位：百万円)</p> |  |
| <p>CR 5 a：標準的手法―資産クラス及びリース・ウエイト別の信用リスク・エクスポート</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |
| [同左]                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |
| <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |

この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリースク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリースク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～bb 略]

cc 項番 10a 「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）」の項には、延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十一条又は特殊自己資本比率告示第四十九条に規定する延滞エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 10a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

[dd～jj 略]

〔(第六面の二) ～ (第二十三面) 略〕

(第二十四面)

(単位：百万円)

|              |
|--------------|
| IRBBB1：金利リスク |
| 【略】          |

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

また、自金融機関がこの面の定めるところにより記載が必要とされている金利リスク以外の金利リスクを計測している場合には、当該金利リスクを追加して記載することができる。

[a・b 略]

c この面において「上方バリエルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の表に定める「バリエルシフトに関する金利変動幅（ベータ・ポイント）」を加える金利シヨックをいう。

| 通貨        | バリエルシフトに関する金利変動幅（ベータ・ポイント） |
|-----------|----------------------------|
| 【略】       |                            |
| オーストラリア通貨 | 350                        |

この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリースク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリースク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～bb 同左]

cc 項番 10a 「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）」の項には、延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十一条又は特殊自己資本比率告示第四十九条に規定する延滞エクスポージャーをいう。ただし、自己資本比率告示第七十一条第五項又は特殊自己資本比率告示第四十九条第五項により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあつては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 10a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

[dd～jj 同左]

〔(第六面の二) ～ (第二十三面) 同左〕

(第二十四面)

(単位：百万円)

|              |
|--------------|
| IRBBB1：金利リスク |
| 【同左】         |

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

また、自金融機関がこの面の定めるところにより記載が必要とされている金利リスク以外の金利リスクを計測している場合には、当該金利リスクを追加して記載することができる。

[a・b 同左]

c この面において「上方バリエルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の表に定める「バリエルシフトに関する金利変動幅（ベータ・ポイント）」を加える金利シヨックをいう。

| 通貨        | バリエルシフトに関する金利変動幅（ベータ・ポイント） |
|-----------|----------------------------|
| 【同左】      |                            |
| オーストラリア通貨 | 300                        |

|                    |     |
|--------------------|-----|
| 【略】                |     |
| スイス通貨              | 175 |
| 中華人民共和国通貨          | 225 |
| 欧州経済通貨統合参加国通貨      | 225 |
| 英国通貨               | 275 |
| 中華人民共和国（香港特別行政区）通貨 | 225 |
| 【略】                |     |
| インド通貨              | 325 |
| 【略】                |     |
| 大韓民国通貨             | 225 |
| 【略】                |     |
| サウジアラビア通貨          | 275 |
| スウェーデン通貨           | 275 |
| シンガポール通貨           | 175 |
| 【略】                |     |
| 南アフリカ共和国通貨         | 325 |
| 【略】                |     |

d 【略】

- e この面において「ステイナーク化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「ステイナーク化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta S_{steepener,c}(t) = -0.65 \cdot \left( \underline{\tilde{S}}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) + 0.9 \cdot \left\{ \underline{\tilde{S}}_{long,c} \cdot \left( 1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta S_{steepener,c}(t)$ は、ステイナーク化に関する金利変動幅

$c$ は、通貨（以下この面において同じ。）

$t$ は、将来の期間を年数で表した値（以下この面において同じ。）

$\underline{\tilde{S}}_{short,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「短期金利に関する金利変動幅（ベース・ポイント）」（以下この面において同じ。）

$\underline{\tilde{S}}_{long,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「長期金利に関する金利変動幅（ベース・ポイント）」（以下この面において同じ。）

|                    |     |
|--------------------|-----|
| 【同左】               |     |
| スイス通貨              | 100 |
| 中華人民共和国通貨          | 250 |
| 欧州経済通貨統合参加国通貨      | 200 |
| 英国通貨               | 250 |
| 中華人民共和国（香港特別行政区）通貨 | 200 |
| 【同左】               |     |
| インド通貨              | 400 |
| 【同左】               |     |
| 大韓民国通貨             | 300 |
| 【同左】               |     |
| サウジアラビア通貨          | 200 |
| スウェーデン通貨           | 200 |
| シンガポール通貨           | 150 |
| 【同左】               |     |
| 南アフリカ共和国通貨         | 400 |
| 【同左】               |     |

d 【同左】

- e この面において「ステイナーク化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「ステイナーク化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta R_{steepener,c}(t) = -0.65 \cdot \left( \underline{\tilde{R}}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) + 0.9 \cdot \left\{ \underline{\tilde{R}}_{long,c} \cdot \left( 1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta R_{steepener,c}(t)$ は、ステイナーク化に関する金利変動幅

$c$ は、通貨（以下この面において同じ。）

$t$ は、将来の期間を年数で表した値（以下この面において同じ。）

$\underline{\tilde{R}}_{short,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「短期金利に関する金利変動幅（ベース・ポイント）」（以下この面において同じ。）

$\underline{\tilde{R}}_{long,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「長期金利に関する金利変動幅（ベース・ポイント）」（以下この面において同じ。）



下この面において同じ。)

※は、4 (以下この面において同じ。)

| 通貨                   | 短期金利に関する金利変動幅<br>(ペーシス・ポイント) | 長期金利に関する金利変動幅<br>(ペーシス・ポイント) |
|----------------------|------------------------------|------------------------------|
| [略]                  |                              |                              |
| オーストラリア通貨            | <u>425</u>                   | <u>300</u>                   |
| [略]                  |                              |                              |
| カナダ通貨                | <u>275</u>                   | <u>175</u>                   |
| スイス通貨                | <u>250</u>                   | <u>200</u>                   |
| [略]                  |                              |                              |
| 欧州経済通貨統合参加国通貨        | <u>350</u>                   | <u>200</u>                   |
| 英国通貨                 | <u>425</u>                   | <u>250</u>                   |
| 中華人民共和国 (香港特別行政区) 通貨 | <u>375</u>                   | <u>200</u>                   |
| [略]                  |                              |                              |
| インド通貨                | <u>475</u>                   | <u>225</u>                   |
| [略]                  |                              |                              |
| 大韓民国通貨               | <u>350</u>                   | <u>225</u>                   |
| メキシコ通貨               | [略]                          | <u>200</u>                   |
| [略]                  |                              |                              |
| サウジアラビア通貨            | <u>375</u>                   | <u>250</u>                   |
| スロウェーデン通貨            | <u>425</u>                   | <u>200</u>                   |
| シンガポール通貨             | <u>250</u>                   | <u>225</u>                   |
| [略]                  |                              |                              |
| アメリカ合衆国通貨            | [略]                          | <u>225</u>                   |
| [略]                  |                              |                              |

f この面において「ラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅 (以下この面において「ラット化に関する金利変動幅」という。) を加える金利シヨックをいう。

下この面において同じ。)

※は、4 (以下この面において同じ。)

| 通貨                   | 短期金利に関する金利変動幅<br>(ペーシス・ポイント) | 長期金利に関する金利変動幅<br>(ペーシス・ポイント) |
|----------------------|------------------------------|------------------------------|
| [同左]                 |                              |                              |
| オーストラリア通貨            | <u>450</u>                   | <u>200</u>                   |
| [同左]                 |                              |                              |
| カナダ通貨                | <u>300</u>                   | <u>150</u>                   |
| スイス通貨                | <u>150</u>                   | <u>100</u>                   |
| [同左]                 |                              |                              |
| 欧州経済通貨統合参加国通貨        | <u>250</u>                   | <u>100</u>                   |
| 英国通貨                 | <u>300</u>                   | <u>150</u>                   |
| 中華人民共和国 (香港特別行政区) 通貨 | <u>250</u>                   | <u>100</u>                   |
| [同左]                 |                              |                              |
| インド通貨                | <u>500</u>                   | <u>300</u>                   |
| [同左]                 |                              |                              |
| 大韓民国通貨               | <u>400</u>                   | <u>200</u>                   |
| メキシコ通貨               | [同左]                         | <u>300</u>                   |
| [同左]                 |                              |                              |
| サウジアラビア通貨            | <u>300</u>                   | <u>150</u>                   |
| スロウェーデン通貨            | <u>300</u>                   | <u>150</u>                   |
| シンガポール通貨             | <u>200</u>                   | <u>100</u>                   |
| [同左]                 |                              |                              |
| アメリカ合衆国通貨            | [同左]                         | <u>150</u>                   |
| [同左]                 |                              |                              |

f この面において「ラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅 (以下この面において「ラット化に関する金利変動幅」という。) を加える金利シヨックをいう。

$$\underline{\Delta S_{\text{rate}n\text{er}_c}(t)} = 0.8 \cdot \left( \underline{\tilde{S}_{\text{short}_c}} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) - 0.6 \cdot \left\{ \underline{\tilde{S}_{\text{long}_c}} \cdot \left( 1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta S_{\text{rate}n\text{er}_c}(t)$ は、フラット化に関する金利変動幅

g この面において「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「短期金利上昇に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\underline{\Delta S_{\text{short}_c}(t)} = \underline{\tilde{S}_{\text{short}_c}} \cdot e^{\frac{-t}{x}}$$

$\Delta S_{\text{short}_c}(t)$ は、短期金利上昇に関する金利変動幅

[h～q 略]

[削る。]

〔第二十五面〕～〔第三十面〕 略]

$$\underline{\Delta R_{\text{rate}n\text{er}_c}(t)} = 0.8 \cdot \left( \underline{\tilde{R}_{\text{short}_c}} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) - 0.6 \cdot \left\{ \underline{\tilde{R}_{\text{long}_c}} \cdot \left( 1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta R_{\text{rate}n\text{er}_c}(t)$ は、フラット化に関する金利変動幅

g この面において「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「短期金利上昇に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\underline{\Delta R_{\text{short}_c}(t)} = \underline{\tilde{R}_{\text{short}_c}} \cdot e^{\frac{-t}{x}}$$

$\Delta R_{\text{short}_c}(t)$ は、短期金利上昇に関する金利変動幅

[h～q 同左]

1 この面におけるロ欄、ニ欄及びヘ欄の「前中間期末」が平成三十年三月三十一日前となる場合には、当該欄に記載することを要しない。

〔第二十五面〕～〔第三十面〕 同左]

|                                                                                                                                                                                                                                                             |                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 別添様式第八号)                                                                                                                                                                                                                                                    | (第一面)             |
|                                                                                                                                                                                                                                                             | (単位：百万円)          |
| OV 1：リスク・アセットの概要                                                                                                                                                                                                                                            |                   |
| [略]                                                                                                                                                                                                                                                         |                   |
| (注)                                                                                                                                                                                                                                                         |                   |
| この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。                                                                                                                                                                                         |                   |
| [a～uu 略]                                                                                                                                                                                                                                                    |                   |
| vv 項番 25 「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスボージヤー」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の三の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条の三の規定により、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十八条の三の規定又は特殊自己資本比率告示第百五十六条の三の規定により、250 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスボージヤーに係るリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。 |                   |
| [ww～aaa 略]                                                                                                                                                                                                                                                  | [(第二面) ～ (第六面) 略] |

|                                                                                                                                                                                                                                                              |                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 別添様式第八号)                                                                                                                                                                                                                                                     | (第一面)              |
|                                                                                                                                                                                                                                                              | (単位：百万円)           |
| OV 1：リスク・アセットの概要                                                                                                                                                                                                                                             |                    |
| [同左]                                                                                                                                                                                                                                                         |                    |
| (注)                                                                                                                                                                                                                                                          |                    |
| この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。                                                                                                                                                                                          |                    |
| [a～uu 同左]                                                                                                                                                                                                                                                    |                    |
| vv 項番 22 「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスボージヤー」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の三の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条の三の規定により、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百七十八条の三の規定又は特殊自己資本比率告示第百五十六条の三の規定により、250 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスボージヤーに係るリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。 |                    |
| [ww～aaa 同左]                                                                                                                                                                                                                                                  | [(第二面) ～ (第六面) 同左] |

(別添様式第十一号の三)

(単位：百万円)

|                 |  |
|-----------------|--|
| I R B B 1：金利リスク |  |
| 【略】             |  |

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

なお、自金融機関がこの様式の定めることにより記載が必要とされている金利リスク以外の金利リスクを計測している場合には、当該金利リスクを追加して記載することができる。

また、中間事業年度の開示及び中間連結会計年度の開示においては、この様式中「当期末」とあるのは「当中間期末」と、「前期末」とあるのは「前中間期末」と読み替えるものとする。

【a・b 略】

c この様式において「上方バラレシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の表に定める「バラレシフトに関する金利変動幅（ベージス・ポイント）」を加える金利シヨックをいう。

| 通貨                 | バラレシフトに関する金利変動幅（ベージス・ポイント） |
|--------------------|----------------------------|
| 【略】                |                            |
| オーストラリア通貨          | <u>350</u>                 |
| 【略】                |                            |
| スイス通貨              | <u>175</u>                 |
| 中華人民共和国通貨          | <u>225</u>                 |
| 欧州経済通貨統合参加国通貨      | <u>225</u>                 |
| 英国通貨               | <u>275</u>                 |
| 中華人民共和国（香港特別行政区）通貨 | <u>225</u>                 |
| 【略】                |                            |
| インド通貨              | <u>325</u>                 |
| 【略】                |                            |
| 大韓民国通貨             | <u>225</u>                 |
| 【略】                |                            |

(別添様式第十一号の三)

(単位：百万円)

|                 |  |
|-----------------|--|
| I R B B 1：金利リスク |  |
| 【同左】            |  |

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

なお、自金融機関がこの様式の定めることにより記載が必要とされている金利リスク以外の金利リスクを計測している場合には、当該金利リスクを追加して記載することができる。

また、中間事業年度の開示及び中間連結会計年度の開示においては、この様式中「当期末」とあるのは「当中間期末」と、「前期末」とあるのは「前中間期末」と読み替えるものとする。

【a・b 同左】

c この様式において「上方バラレシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の表に定める「バラレシフトに関する金利変動幅（ベージス・ポイント）」を加える金利シヨックをいう。

| 通貨                 | バラレシフトに関する金利変動幅（ベージス・ポイント） |
|--------------------|----------------------------|
| 【同左】               |                            |
| オーストラリア通貨          | <u>300</u>                 |
| 【同左】               |                            |
| スイス通貨              | <u>100</u>                 |
| 中華人民共和国通貨          | <u>250</u>                 |
| 欧州経済通貨統合参加国通貨      | <u>200</u>                 |
| 英国通貨               | <u>250</u>                 |
| 中華人民共和国（香港特別行政区）通貨 | <u>200</u>                 |
| 【同左】               |                            |
| インド通貨              | <u>400</u>                 |
| 【同左】               |                            |
| 大韓民国通貨             | <u>300</u>                 |
| 【同左】               |                            |

|            |     |
|------------|-----|
| サウジアラビア通貨  | 275 |
| スウェーデン通貨   | 275 |
| シンガポール通貨   | 175 |
| 【略】        |     |
| 南アフリカ共和国通貨 | 325 |
| 【略】        |     |

d 【略】

e この様式において「ステイナーク化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この様式において「ステイナーク化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta S_{steepener,c}(t) = -0.65 \cdot \left( \bar{S}_{short,c} \cdot e^{\frac{t}{x}} \right) + 0.9 \cdot \left\{ \bar{S}_{long,c} \cdot \left( 1 - e^{\frac{t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta S_{steepener,c}(t)$ は、ステイナーク化に関する金利変動幅

$c$ は、通貨（以下この様式において同じ。）

$t$ は、将来の期間を年数で表した値（以下この様式において同じ。）

$\bar{S}_{short,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「短期金利に関する金利変動幅（ベース・ポイント）」（以下この様式において同じ。）

下この様式において同じ。）

$\bar{S}_{long,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「長期金利に関する金利変動幅（ベース・ポイント）」（以下この様式において同じ。）

下この様式において同じ。）

xは、4（以下この様式において同じ。）

| 通貨            | 短期金利に関する金利変動幅<br>(ベース・ポイント) | 長期金利に関する金利変動幅<br>(ベース・ポイント) |
|---------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 【略】           |                             |                             |
| オーストラリア通貨     | 425                         | 300                         |
| 【略】           |                             |                             |
| カナダ通貨         | 275                         | 175                         |
| スイス通貨         | 250                         | 200                         |
| 【略】           |                             |                             |
| 欧州経済通貨統合参加国通貨 | 350                         | 200                         |
| 英国通貨          | 425                         | 250                         |

|            |     |
|------------|-----|
| サウジアラビア通貨  | 200 |
| スウェーデン通貨   | 200 |
| シンガポール通貨   | 150 |
| 【同左】       |     |
| 南アフリカ共和国通貨 | 400 |
| 【同左】       |     |

d 【同左】

e この様式において「ステイナーク化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この様式において「ステイナーク化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta R_{steepener,c}(t) = -0.65 \cdot \left( \bar{R}_{short,c} \cdot e^{\frac{t}{x}} \right) + 0.9 \cdot \left\{ \bar{R}_{long,c} \cdot \left( 1 - e^{\frac{t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta R_{steepener,c}(t)$ は、ステイナーク化に関する金利変動幅

$c$ は、通貨（以下この様式において同じ。）

$t$ は、将来の期間を年数で表した値（以下この様式において同じ。）

$\bar{R}_{short,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「短期金利に関する金利変動幅（ベース・ポイント）」（以下この様式において同じ。）

下この様式において同じ。）

$\bar{R}_{long,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「長期金利に関する金利変動幅（ベース・ポイント）」（以下この様式において同じ。）

下この様式において同じ。）

xは、4（以下この様式において同じ。）

| 通貨            | 短期金利に関する金利変動幅<br>(ベース・ポイント) | 長期金利に関する金利変動幅<br>(ベース・ポイント) |
|---------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 【同左】          |                             |                             |
| オーストラリア通貨     | 450                         | 200                         |
| 【同左】          |                             |                             |
| カナダ通貨         | 300                         | 150                         |
| スイス通貨         | 150                         | 100                         |
| 【同左】          |                             |                             |
| 欧州経済通貨統合参加国通貨 | 250                         | 100                         |
| 英国通貨          | 300                         | 150                         |

|                    |     |     |
|--------------------|-----|-----|
| 中華人民共和国（香港特別行政区）通貨 | 375 | 200 |
| [略]                |     |     |
| インド通貨              | 475 | 225 |
| [略]                |     |     |
| 大韓民国通貨             | 350 | 225 |
| メキシコ通貨             | [略] | 200 |
| [略]                |     |     |
| サウジアラビア通貨          | 375 | 250 |
| スウェーデン通貨           | 425 | 200 |
| シンガポール通貨           | 250 | 225 |
| [略]                |     |     |
| アメリカ合衆国通貨          | [略] | 225 |
| [略]                |     |     |

f この様式において「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この様式において「フラット化に関する金利変動幅」という。）を加える金利シヨックをいう。

$$\Delta S_{flatener,c}(t) = 0.8 \cdot \left( \bar{s}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) - 0.6 \cdot \left\{ \bar{s}_{long,c} \cdot \left( 1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta S_{flatener,c}(t)$ は、フラット化に関する金利変動幅

g この様式において「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この様式において「短期金利上昇に関する金利変動幅」という。）を加える金利シヨックをいう。

$$\Delta S_{short,c}(t) = \bar{s}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}}$$

$\Delta S_{short,c}(t)$ は、短期金利上昇に関する金利変動幅

[h～r 略]

[削る。]

[削る。]

|                    |      |     |
|--------------------|------|-----|
| 中華人民共和国（香港特別行政区）通貨 | 250  | 100 |
| [同左]               |      |     |
| インド通貨              | 500  | 300 |
| [同左]               |      |     |
| 大韓民国通貨             | 400  | 200 |
| メキシコ通貨             | [同左] | 300 |
| [同左]               |      |     |
| サウジアラビア通貨          | 300  | 150 |
| スウェーデン通貨           | 300  | 150 |
| シンガポール通貨           | 200  | 100 |
| [同左]               |      |     |
| アメリカ合衆国通貨          | [同左] | 150 |
| [同左]               |      |     |

f この様式において「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この様式において「フラット化に関する金利変動幅」という。）を加える金利シヨックをいう。

$$\Delta R_{flatener,c}(t) = 0.8 \cdot \left( \bar{R}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) - 0.6 \cdot \left\{ \bar{R}_{long,c} \cdot \left( 1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta R_{flatener,c}(t)$ は、フラット化に関する金利変動幅

g この様式において「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この様式において「短期金利上昇に関する金利変動幅」という。）を加える金利シヨックをいう。

$$\Delta R_{short,c}(t) = \bar{R}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}}$$

$\Delta R_{short,c}(t)$ は、短期金利上昇に関する金利変動幅

[h～r 同左]

s この様式におけるロ棚及びハ棚の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該棚を記載することを要しない。

t この様式におけるハ棚の「当期末」が平成三十二年三月三十一日前となる場合には、当該棚を記載する

|                           |                                                                                        |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>「削る。」</p>              | <p>ことを要しない。</p> <p><u>五</u> この様式における二欄の「前期末」が平成二十二年三月三十一日前となる場合には、当該欄に記載することを要しない。</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> |                                                                                        |

## 附 則

この告示は、令和七年三月三十一日から適用する。ただし、別紙様式第二号第三十面、別紙様式第四号第二十四面及び別紙様式第十一号の三の改正規定は、令和八年三月三十一日から適用する。